

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第四十七号）（人事課）

一 改正の要旨

新規就農者を育成・確保するための事務等を地方機関において行うため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年六月二十七日